

個人版・民事再生「給与所得者等再生」

給与所得者等再生に関する特則

基本的には、小規模個人再生手続と同様の手続ですが、次のような特徴があります。

安定収入のある者に資格要件を限定し、弁済総額に可処分所得の 2 年分といった制限を加えています。一方で、「債権者の決議を要せずに、裁判所の認可があれば足りる」というように簡易迅速さが、最大の特徴となっています。

資格要件

給与所得者等再生の要件

1. 個人の債務者
2. 定期的収入を得る見込みのある者、収入の変動の幅が小さい者
3. 負債総額が 5,000 万円以下
4. 最低弁済の条件を満たす
5. 過去 10 年以内に破産免責決定等を得ていない

1・2 については、個人で給与またはこれに類する定期的収入を得る見込みがある者です。例えば、パート、アルバイトであっても、以上の要件を満たしていれば問題ありません。給与またはこれに類する定期的収入の変動の幅が小さいことが必要です。具体的に言うと、収入が年間単位で 1/5 以上の変動を生じないことが基準です。例えば、今年の収入が、昨年の収入より 20%以上減少していれば、この基準を満たさないということになります。

3 については、小規模個人再生手続と同じです。

4 については、小規模個人再生手続と同じです。(下の表参照)

| 負債額(基準債権の額) | 最低弁済基準額 |
|------------------------|-----------|
| 100 万円未満 | その金額 |
| 100 万円以上 500 万円以下 | 100 万円 |
| 500 万円を超え 1,500 万円以下 | その金額の 1/5 |
| 1,500 万円を超え 5,000 万円以下 | 300 万円 |

ただ、弁済総額が可処分所得の 2 年分の金額以上という制限が加わります。つまり、給料の手取から生活費等を差し引いた額の 2 年分を弁済の原資として支払ってゆく、ということです。

ここで言う、「最低限度の生活に必要な費用」とは、具体的金額が制令で定められています。

可処分所得の計算式

過去2年分の総収入－(2年分の所得税＋住民税＋社会保険料)×1/2－最低限度の生活費×2

手続の流れ

1. 債務者 給与所得者等再生の申立
2. 裁判所 開始決定
3. 債権者、債務者 債権の届出・異議の申出
4. 裁判所 債権の評価
5. 債務者 財産目録の作成・提出
6. 債務者 再生計画案の作成・提出
7. 裁判所 債権者からの意見聴取
8. 裁判所 再生計画案の認可
9. 債務者 再生計画の実行

基本的には小規模個人再生と同じですが、⑦だけが異なります。

1. 申立書の提出と費用

費用＝収入印紙1万円＋郵券80円×債権者数

予納金＝官報公告費用＋個人再生委員の報酬として22～25万円程度

その他、司法書士に依頼すれば、およそ15～20万円、弁護士に依頼すれば、およそ30～60万円必要になります。

個人再生も自己破産の項で説明したように、弁護士費用や司法書士費用の捻出ができない者には、法律扶助制度が利用できます。

7. 裁判所の債権者からの意見聴取

裁判所は、債務者から出された再生計画案を債権者に送付し、債権者から意見を聞きます。

ただ、債権者は、裁判所に対して書面で意見を述べる機会があるに過ぎません。

裁判所は、債務者から出された再生計画案が、以上の要件を満たしており、債務者が履行する見込みがあると判断すれば認可します。

このように債権者の意思が反映されないため、利用者が既に破産免責決定を受けている場

合は、その確定の日から 10 年以内はこの手続きは利用できません。

小規模個人再生か、給与所得者再生かの選択

小規模個人再生の要件しか満たさない人は、これを申し立てるしかありませんが、給与所得者再生の要件を満たす人は、双方を選択できます。申し立ててから途中で変更ができませんから、慎重に検討する必要があります。

例えば、負債が 1,000 万円あり、可処分所得が 200 万円ある場合

給与所得者再生を選択すると、弁済額は可処分所得の 2 年分の 400 万円を 3 年間で弁済しなければなりません。ただ、債権者の同意がいりません。

同様の例で、小規模個人再生を選択すると、弁済額は 200 万円となりますが、債権者の同意が必要になります。

他に住宅ローンがあれば、更に住宅の価値、住宅ローンの残額、月々の返済額、可処分所得の金額、債権者の同意の有無といったことも検討しておく必要があります。